

呑海楼 第二回団体交渉を実施

前号でお知らせした「呑海楼」との第二回団体交渉を、3月8日にベリーベスト法律事務所にて行いました。使用者側は、顧問弁護士と新支配人のD氏が出席しました。

事前に申入れた内容は、① 元同僚であるA氏が呑海楼に復職するのか否か、② 近日に、B支配人と社員C氏が退社するのか否か、③ 組合員Mに対して1月賞与が支給されなかったことについて、説明すること」の3項目でした。①と②に関しては事実の確認であり、①については「A氏は既に復職している」、②については「B支配人は既に退社したが、C氏については勤務を続けている」といった回答が示されました。

③に関して、「旅館全体の業績が赤字基調であり、Mさんが所属する施設メンテナンス部門が修理を外注化するなど経費が嵩んだことから、会長の判断として不支給とした」と説明されました。こうした回答に対して、ユニオンから「修理の外注化は設備の経年劣化が原因であり、従業員の責任ではない。そもそもメンテナンス部門は利益を生み出す部署ではないので、そうした評価は適切ではない」と反論しましたが、使用者側からは「会長の判断であり、詳しい内容は聞かされていない」とする回答しか示されませんでした。まるで“子どもの使いでしかない”ようなやり取りでしかなかったため、次回交渉で「メンテナンス部門における賞与支給の基準について明確に答えるよう」求めて交渉を終えました。

姫路ユニオン事務所 引っ越しました



4月1日から事務所が移転しました。新住所は、姫路市双葉町106(光荘6号室)です。駐車場がありませんので、来られる際には近隣のコインパーキングを利用してください。

